

委託業務特記仕様書

第1条 目的

本仕様書は、国土交通省が所有し那賀町に配備している「排水ポンプ車」を、徳島県南部総合県民局長（以下「甲」という。）が使用する際の、運転及び操作に関する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要となる事項を定めたものである。

第2条 用途

排水ポンプ車の用途は、次のとおりとする。

- 1 排水ポンプ車の実運転操作
- 2 排水ポンプ車の操作訓練

第3条 業務実施範囲

当該業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 1 徳島県南部総合県民局管内
- 2 その他、甲が必要と認めた箇所

第4条 業務内容

甲が、乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施にあたっては、道路車両運送法、道路交通法等車両の運行に係る関係法令及び甲の指示事項を遵守し、排水ポンプ車の導入目的及び用途を考慮の上、誠意をもって適切に遂行することとする。

また、車両の搬送を行う場合は、運行前点検を行うほか、運行後は「県有車両使用簿」に必要事項を記入すること。

業務内容については次のとおりである。

1 排水ポンプ車の実運転操作業務

出水時において、浸水被害発生箇所における排水作業を行うこととする。

なお、目的地については甲において指定することとし、乙は、甲が指定した目的地において業務を遂行することとする。

また、当年度内にポンプ車を複数回運転する必要がある場合は、出勤実績に応じて変更契約を行うこととする。

(1) 運転

① 往路

乙は、甲が指定する目的地まで車両を搬送することとする。

なお、出発前には、目的地までの搬送及び目的地において実施される作業等が円滑に行われるよう、あらかじめ準備をしておくこと。

また、目的地の状況により人力によるポンプ等の設置が困難であると予想される場合は、クレーン車を準備し、車両とともに目的地まで搬送することとする。なお、クレーン車準備費用については変更契約の対象とする。

② 目的地

乙は、甲が指定する場所に車両等を駐車することとする。

なお、乙は、甲が必要と認めたときは何時でも甲の指示により車両等を移動させることができるよう、体制を確保すること。

③ 復路

甲が指示した業務が完了した場合は、甲の指示により、乙は速やかに車両を車両基地へ搬送し、安全に格納することとする。

なお、格納前に燃料の補給、使用した機器の点検、清掃、外装の洗車等を済ませておくこと。

(2) 設営

甲が指定する目的地に車両が到着したときには、乙は、甲が指定する職員の指示に従い、指定された位置に車両を駐車させた上、次の業務を行うこととする。

- ・ブルーシートの布設
- ・クレーン車の設置
- ・ポンプ、ホース等の設置
- ・ポンプの操作

(3) 撤収

甲が指示する業務が終了したのちは、速やかに次の業務を行うこととする。

また、「排水ポンプ車運転記録用紙」に必要事項を記入し、甲に提出することとする。

- ・クレーン車の撤去
- ・ポンプ、ホース等使用した資機材の片づけ
- ・使用資機材の清掃
- ・車両の格納
- ・使用機器の点検

(4) 点検

乙は甲が指示するとき次の業務を行うこととする。

- ・ポンプ車、照明灯の試運転

2 排水ポンプ車の操作訓練業務

毎年度、出水期前に排水ポンプ車の操作訓練を実施することとし、詳細については実施前に甲乙協議することとする。

なお、訓練の実施にあたっては、会場まで車両を安全に搬送し、到着後速やかに実施できるように、あらかじめ準備しておくこと。

また、車両の搬送を行う場合は、運行前点検を行うほか、運行後は「県有車両使用簿」に必要事項を記入すること。

- ・車両の搬送
- ・クレーン車の設置
- ・ブルーシートの布設
- ・ポンプ、ホース等の設置
- ・出水時における実操作を想定したポンプの操作
- ・訓練終了後における使用機器の点検
- ・車庫への格納

3 排水ポンプ車の試運転業務

乙は、甲が必要とする場合、指定する場所まで車両を搬送することとする。

なお、出発前には、目的地までの搬送及び目的地において実施される作業等が円滑に行われるよう、あらかじめ準備をしておくこと。

乙は、甲が指定する場所に車両を駐車することとする。

甲が指示した業務が完了した場合は、乙は速やかに車両を車両基地へ搬送し、安全に格納することとする。

なお、格納前に燃料の確認、使用した機器の点検等を済ませておくこと。

第5条 現場責任者

- 1 乙は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」をこの契約を締結し日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。
 - (1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第6条 業務遂行体制

- 1 乙は、安全な業務遂行の観点から、労働基準法、道路車両運送法、道路交通法等関係法令を遵守し、余裕をもって運転手、作業員等の手配等を行うこととする。
- 2 甲乙両者の連絡については、車両搭載の移動型無線機によるほか、携帯電話によることとする。

乙は、車両の運転業務に従事する者に対して、連絡用の携帯を常時携帯させ、甲との連絡に供することとする。
- 3 乙は、甲及び関係機関との連絡を密にし、緊急時の対応が迅速に行える体制を確保することとする。

第7条 緊急出動時の連絡体制等

- 1 乙は、甲が指定する職員から、緊急的な業務実施の要請があった場合、直ちに出勤が可能な体制を確保しておくこととする。
- 2 乙は、緊急連絡体制を整備の上、甲に報告することとする。これに変更があった場合も、同様とする。

第8条 燃料及び消耗品の取り扱いについて

- 1 燃料は、使用後乙において補給を行う。
- 2 車両及び機器の使用により交換を必要とする消耗品がある場合には、乙において交換する。
- 3 上記の燃料及び消耗品に要する費用については県の負担とし、甲において支払うこととする。

第9条 運転記録等

乙は、甲からの出動指示により排水ポンプ車を緊急出動した際は、別紙「排水ポンプ車運転記録用紙」により運転記録等を速やかに甲に提出することとする。

第10条 事故処理

乙は、業務の実施に当たって交通事故等が発生したときは、直ちにその状況を甲に報告するとともに、速やかに事故等の処理を行い、かつ、これに伴う一切の費用を乙が負担する。

第11条 その他

乙は、この仕様書に明記されていない事項であっても、車両の運行に際し必要となる事項については、乙の責任において処理することとする。

県有車両使用簿

決 裁 欄			酒気帯び	運転者氏名 (同乗者名)	使用年月日	使用時間	車名及び 車両番号	行 程 (施設名等)	用 務 (内容及び所要時間)	無事故 累計日数	日 走行距離	累計 走行距離	確認印	備考 (累計キロ数)
	安全運転 管理者又は 補助者	(運転前 --- 運転後)	km											
				有 無	年 月 日	時 分から 時 分まで	良 否							
		有 無												
		有 無	年 月 日	時 分から 時 分まで	良 否									
		有 無												
		有 無	年 月 日	時 分から 時 分まで	良 否									
		有 無												
		有 無	年 月 日	時 分から 時 分まで	良 否									
		有 無												
		有 無	年 月 日	時 分から 時 分まで	良 否									
		有 無												

- 注 1 同乗者がある場合は、「運転者氏名」欄の運転者氏名の下に記入すること。
 2 「行程」欄には、用務を行う施設名等を記入すること。
 3 「用務」欄には、用務の内容及び所要時間を記入すること。
 4 「備考」欄には、帰庁時の累計走行距離並びに日常点検による異常箇所及び措置その他伝達事項を記入すること。また、酒気帯びの有無の確認者にあつては、その確認の方法が対面以外の場合には具体的方法を記入し、アルコール検知器を用いた場合には「検知器」と記入すること。

日 常 点 検 の 箇 所 及 び 内 容	1	ブレーキ	踏みしろ、効き、液量、レバーの引きしろ	5	灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅の具合、汚れ及び損傷
	2	タイヤ	空気圧、亀裂及び損傷、異常な摩耗、溝の深さ	6	ウインド・ウォッシャー及びワイパー	液量、噴射状態、払拭状態
	3	バッテリー	液量	7	前回の運行において異常が認められた	当該箇所に異常がないこと。
	4	原動機	冷却水の量、オイルの量、かかり具合、異音、低速及び加速の状態			

[別 紙]

排水ポンプ車運転記録用紙

出動箇所	河 川 名						
	住 所						
出動等日時	出 動	令和	年	月	日	時	分
	現地到着	令和	年	月	日	時	分
	ポンプ起動	令和	年	月	日	時	分
	ポンプ停止	令和	年	月	日	時	分
	車庫返納	令和	年	月	日	時	分
出動業者名							
記 録 者	所 属	職	氏 名				
出 動 者							
クレーン車	種 類						
	稼働回数	回					
	稼働時間	時間 分					
使用資機材							
気 象 等 現場の状況							
機器等の 破損状況							
備 考							

南部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。